大気浮遊じん採取業務 仕様書

令和6年9月 福島県

1 適用範囲

本仕様書は、福島県(以下「発注者」という。)が発注する「大気浮遊じん採取業務(以下「本委託業務」という。)」について適用する。

2 目的

本委託業務は、測定機器等を「放射線監視等交付金事業 モニタリングに係る設備機器の耐震安全性に関するガイドライン」(原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室 平成28年7月)に基づき「建築設備設計・施工指針2014年版」(一般財団法人 日本建築センター)に定める耐震クラスSを満たすために発注者が別途発注する他業務において、長期間の欠測が生じる恐れがあることから、受託者(以下「受注者」という。)が発注者の指定した場所に設置する大気サンプラーを用いて連続的に大気浮遊じん試料を採取することにより、原子力発電所から放射性物質が飛散した際の実態把握に資するデータを取得することを目的とする。

3 委託業務の範囲

受注者の業務範囲は、「17 委託内容」のとおりとする。

4 実施場所

本委託業務の実施場所は以下のとおりとする。

No	名称	住所	
1	下桶売局	いわき市川前町下桶売字久保田 122-3	
2	川前局 いわき市川前町川前荷付場 1-1		
3	南津島局	浪江町大字南津島字下冷田 137-1	
4	横川ダム局 南相馬市原町区馬場字滝 76-1		

5 履行期間

令和6年10月1日から令和6年12月27日まで

6 提出書類

受注者は以下の書類を提出するものとする。

(1) 委託業務着手届契約締結後7日以内(2) 委託業務工程表契約締結後7日以内(3) 主任技術者選任届契約締結後7日以内(資格免状の写し及び経歴書を含む)

(4) 作業従事者名簿 契約締結後 7日以内

(経歴書を含む)

(5) 試料採取記録 試料回収後 10 日以内

(6) 業務完了届 全ての業務が完了後速やかに

7 主任技術者等

- (1) 受注者は、以下のア及びイの条件を全て満たす者を主任技術者として選任し、主任技術者選任届により発注者に提出するものとする。変更が生じた場合も同様とする。
 - ア 核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者のうちいずれかの 免状を有すること。
 - イ 免状取得後の実務経験を3年以上有すること。
- (2) 主任技術者は、本委託業務の内容を熟知し、本委託業務の履行に必要な知識及び経験を有する者であり、業務を総合的に把握し調整を行う。
- (3) 1作業班に対して、主任技術者または過去に同様の実務経験が3年以上ある者1名 以上を作業従事者に充てること。
- (4) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

8 守秘義務

受注者は発注者の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付属付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

9 事故等の防止

- (1) 道路状況が良くない場所があるため、十分注意を払い車両を運行すること。
- (2) 万一事故が生じたときは、直ちに発注者に報告するとともに、適切な応急処置を行うこと。

10 損害の賠償

受注者は、業務中又は業務中以外にあっても、本委託業務における作業不良による原因で発注者又はその他第三者に対して損害を与えた場合は、その賠償の全責任を負うものとする。

ただし、発注者の責任又は天災その他不可抗力により発生したものは除く。

11 目的外使用の禁止

受注者はこの契約の内容を他の目的に使用してはならない。

12 関係法令等の遵守

(1) 受注者は、個人情報の重要性に照らし、本委託業務の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(2) 本委託業務においては、この仕様書によるほか、定めがある場合はその法令及び規則によること。

13 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書及び契約書の各条の解釈において疑義が生じた場合は、受注者は、発注者と協議し決定すること。

14 費用負担等

本委託業務に必要な消耗品 (養生袋、ラベル等)、試料採取のための大気サンプラーの 設置費用 (運搬、固定材、養生、安全対策等)、作業員の個人線量管理、教育、交通費に 係る費用については受注者の負担とする。

15 その他

- (1) なお、発注者との打ち合わせ等の業務は、発注者が必要と認めたときに発注者の指定する場所で行うものとする。
- (2) 受注者は本委託業務の受注にあたり、本委託業務の内容に関する十分な知識、理解及び経験のある作業従事者を確保することが可能で、委託条件を遵守し、本委託業務が確実に履行できるものとする。
- (3) 仕様の軽微な変更については、発注者と受注者が協議したうえで決定する。
- (4) 発注者は、本委託業務に関して、受注者に必要な報告書等の提出を求めることができる。
- (5) その他不明な点については、発注者と協議し決定すること。

16 業務概要

- (1) 本委託業務は、次の業務を定期的に行うものである。
 - ア 大気サンプラーの設置・運転
 - イ 大気サンプラーのろ紙交換、発注者へろ紙の送付
 - ウ 発注者への試料採取記録
 - エ その他
- (2) 本委託業務は、1名以上にて業務を行うこととし、少なくとも1名は、7(3)に掲げる者を充てるものとする。
- (3) 上記(1)ア及びイの業務については必要に応じて発注者の職員が同行できることとする。

17 委託内容

受注者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の実施

ア 大気サンプラーの設置・運転

(ア) 大気サンプラー

発注者が用意する大気サンプラーを使用すること。

(1) 設置

受注者は実施場所のうち、発注者が別途発注する業務において欠測が生じる場所に、発注者の立会いの下で大気サンプラー(関連する設備を含む)を設置すること。なお、各実施場所の設置期間は別紙1を基本とする。

(ウ) 運転

受注者はろ紙の交換時を除き、設置した大気サンプラーを連続運転し、大気中の 粉じん等を連続採取すること。また、大気サンプラーの運転が容易に停止されない よう、必要な措置を講じること。

(エ) 撤去

機器の撤去は発注者が行うものとする。

イ 大気サンプラーのろ紙交換、発注者へろ紙の送付

(ア) 条件等

- a ろ紙交換のタイミングは、当該実施場所での連続運転が停止しないよう交換 を行うこと。
- b 大気サンプラーに表示される積算運転時間、積算流量及び採取終了時・再開 時の流量計指示値を記録するとともに、積算流量表示部及び大気浮遊じん吸引 後のろ紙について、毎回写真撮影を実施すること。また、上部のカバー内を毎 月初めのサンプリングを実施する前に清掃すること。
- c 回収後のろ紙は直ちにビニール袋で養生し、汚染を防止する措置を講ずること。
- d 新しいろ紙の設置状況及び設置機器の周辺状況について、毎回写真撮影を実施すること。

ウ 発注者への試料採取記録、発注者へろ紙の送付

- (ア) 大気浮遊じん吸引後のろ紙は、約1か月分をまとめて提出すること。 試料採取記録は、ろ紙交換日から10日以内に発注者が別途指定するメールア ドレスに電子メールにより報告すること。なお、試料採取記録は以下の内容を全 て含むものとする。
 - a 試料採取記録(採取担当者名、採取開始・終了時間、積算運転時間、積算流量、流量計指示値(採取開始・終了時)、天候)
 - b ろ紙交換時に撮影した写真(ろ紙回収前・設置後の状況、吸引口、周辺状況、 積算流量表示部)(撮影日時を印字したもの)

エ その他

- (ア) 発注者が特に指示する場合は、その指示事項を遵守して業務を実施すること。
- (4) 発注者が別途書類の提出を指示する場合には従うこと。
- (2) 異常等の対応及び報告

大気サンプラーの異常等が確認された場合は、直ちに発注者に電話連絡すること。

18 実施上の注意

- (1) 作業従事者の安全管理については、放射線防護対策を含め受注者が行うものとし、安全具の装着、安全教育を行うなど、作業安全に万全を期するものとする。
- (2) 必要に応じて放射線測定器を携行すること。

19 機器の停止

ろ紙交換作業は能率的に行い、大気サンプラーを停止する時間は最小限とする。

20 作業時間

ろ紙交換の作業時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時15分までとする。 上記以外の時間帯に実施する必要がある場合、事前に発注者の了解を得るものとする。

別紙1

作業スケジュール

10 月	作業内容	対象局舎	
1 日	機器設置	川前局	下桶売局
9 日	採取	川前局	下桶売局
17 日	採取	川前局	下桶売局
25 日	採取	川前局	下桶売局
11 月			
1 日	採取	川前局	下桶売局
8 日	採取		下桶売局
11 日	機器設置	南津島局	横川ダム局
19 日	採取	南津島局	横川ダム局
27 日	採取	南津島局	横川ダム局
12 月			
5 日	採取	南津島局	横川ダム局
13 日	採取	南津島局	横川ダム局
20 日	採取		横川ダム局